

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 次期中長期目標策定に係る対応(2回目)

令和3年11月17日  
原子力規制庁

### 1. 経緯及び趣旨

令和3年11月10日の第44回原子力規制委員会において、田中委員から「次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項(原子力規制委員会共管部分以外)」(以下「盛り込むべき事項(共管部分以外)」という。)に関して、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を安全かつ着実に進めるという観点から、廃棄物の分析能力の強化に関して意見を追加すべき旨、また、更田委員長から廃炉のために必要な分析におけるJAEA<sup>1</sup>の関わりなどについて議論したい旨発言があった(参考資料1参照)。

また、文部科学省及び経済産業省が開催した11月5日のJAEA部会<sup>2</sup>において、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標)(案)」が示された(参考資料2参照)。

このため、改めて「盛り込むべき事項(共管部分以外)」を諮る。

### 2. 盛り込むべき事項(共管部分以外)

「盛り込むべき事項(共管部分以外)」について、記載の適正化(優先順位の明確化)したものを別紙のとおり作成した。なお、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に必要な分析能力の強化に対する意見の追加については、原子力規制委員会において議論頂きたい。

### 3. 今後の進め方

本日の議論を踏まえ、別紙の「盛り込むべき事項(共管部分以外)」を確定させ、文部科学省及び経済産業省に伝えることとする。

- 別紙： 次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項(原子力規制委員会共管部分以外)(案)
- 参考資料1： 令和3年11月10日 第44回原子力規制委員会議事録(抜粋)
- 参考資料2： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標)(案)
- 参考資料3： 令和3年11月2日 第43回原子力規制委員会資料2「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構次期中長期目標策定に係る対応」(抜粋)

<sup>1</sup> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

<sup>2</sup> 国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会

次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項  
(原子力規制委員会共管部分以外) (案)

令和3年11月17日  
原子力規制委員会

我が国の原子力利用における安全の確保を図ることを任務にするとともに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）が有する各種原子力施設に対する規制を行う原子力規制委員会の立場から、JAEAの次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項は次のとおり。

1. JAEAが有する原子力施設の廃止措置の確実かつ迅速な実施

~~JAEAは、東海再処理施設やもんじゅ等の原子力施設の廃止措置の準備と実施及び安全管理等に多大な資金と労力を必要とし、これが今後数10年に亘り続くことが予想される。このため、長期に亘りリスクが残存し、また安全確保に係る研究業務など他の重要な事業の実施が圧迫されることが懸念される。東海再処理施設について、リスクの高い状態を1日も早く除くため、数値目標を掲げ、高レベル放射性廃液のガラス固化を早期に完了する。また、その他のこれら廃止措置段階にある施設のリスクを低減し、廃止措置を確実かつ早期に完了させる取組みを強力に進めるため、廃止措置に必要な資金や人材等の資源を集中的かつ計画的に投入する仕組みを構築する。あわせて、安全の確保の観点から、東海再処理施設に残存する高レベル放射性廃液のガラス固化を早期に完了する。~~

2. 利用実態のない核燃料物質の集約管理の体制整備

利用実態がなく保管だけされている核燃料物質が全国の多くの民間又は公的な事業所に分散して存在しており、安全上及び核物質防護上のリスクの顕在化が懸念される。これらの管理上のリスクを低減させるため、これら核燃料物質の集約管理を実現するための具体的な方策に関して関係行政機関と協議を行い、その結果を踏まえて実施に向けた体制を整備する。

3. 研究施設等廃棄物の埋設処分事業の具体化

研究施設等で発生する放射性廃棄物（以下「研究施設等廃棄物」という。）は、JAEAはもとより、多くの研究機関、大学、医療機関、民間企業等において貯蔵管理されており、管理上の負荷に加え、安全上のリスクの顕在化が懸念される。これらを解消するため、JAEAは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）で定められたこれら研究施設等廃棄物の埋設処分事業の実施主体として、早期に、廃棄物埋設施設の立地候補場所の選定及び関係機関との調整、施設の設計、廃棄物の受入基準の策定等の事業の具体化を行う。